

保護者 様

学童保育クラブ・児童館 管理者

予防すべき感染症の出席停止について

お子様が感染症に罹患、または罹患している疑いがある場合、他の児童への感染を防ぐため、またお子様の療養のため、医師の診察をお受けください。

診察の結果、感染症に罹患している場合は、他への感染のおそれがないと認められるまでの期間、学童及び児童館に出席することができません。学童及び児童館に出席する際は『治癒証明書』を医師に記載していただき、学童（児童館）へ提出してから出席いただきますようお願いいたします。（インフルエンザ・新型コロナは除く）

感染症の種類		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルク熱、ポリオ、ラッサ熱、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザをのぞく）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで *この用紙は使いません。別の様式を使用します。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで *この用紙は使いません。別の様式を使用します。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他として：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、水いぼ、アタマジラミ、とびひ など	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

-----き-----り-----と-----り-----せ-----ん-----

治癒証明書

氏名： \_\_\_\_\_ 【 \_\_\_\_\_ 】学童保育クラブ

診断名： \_\_\_\_\_

加療した期間： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

感染症の予防上、学童（児童館）に出席しても支障がないと認めます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名・医師氏名： \_\_\_\_\_ 印